

令和7年12月3日  
東日本高速道路株式会社

## 競争参加資格停止措置について

### 1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

大和技建株式会社 北海道札幌市東区北26条東14丁目1番1号

令和7年12月3日～令和8年1月16日（1ヶ月2週）

地域1（北海道支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

### 2. 事実概要

有資格者である大和技建（株）は、管工事業の建設業許可を有しないにもかかわらず、建設業者発注の「社員寮エアコン設置寒冷地仕様に更新工事」を税抜価格13,500,000円で受注した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年10月1日、北海道知事から監督処分（営業停止7日間）を受けた。

### 3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第10号に該当する。

#### 競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(建設業法違反行為) 10 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	発生地域について当該認定をした日から1月以上9月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上